

# 令和5年度 田園住居地域制度に関する意向調査について

- 昨年実施しました田園住居地域制度に関するアンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。
- 前回アンケート結果を踏まえ、令和5年度 田園住居地域制度に関する意向調査を行いますので、ご回答をお願いします。本調査をもって、直ちに田園住居地域の指定を行うものではありません。
- この意向調査は、東久留米市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」）の土地利用の方針において田園住居地域の指定などを検討するとされている地区（「農住共生地」または「農と共生したまちづくりの検討地区」）付近に農地をお持ちで、前回のアンケート調査「問3 田園住居地域の指定について、どのようにお考えですか」において「指定してほしい」または「どちらともいえない」と回答した方へお送りしています。※都市マスについて詳しくは裏面をご覧ください。
- 調査結果は、個人情報保護に関する法律に基づき適切に取り扱い、市のまちづくりに関すること以外への利用や個人名の公表等、皆さまにご迷惑をおかけすることは一切ございません。
- 資料「田園住居地域のポイント（概要版）」、別紙及び前回のアンケート調査結果を同封します。ご参考までにご覧ください。
- ご不明な点等ございましたら、お手数ですが、下記担当までご連絡ください。

## <アンケートの回答にあたって>

アンケート調査票（黄色の用紙）の設問をご覧ください、該当する番号に○印をつけてください。

## <アンケートの返信について>

ご回答いただいたアンケートは、**同封の返信用封筒に入れて10月20日（金）までに郵便ポストに投函してください。**

## お問い合わせ先

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市 都市建設部 都市計画課 土地利用計画担当

電話：042-470-7782（直通） F A X：042-470-7809

電子メール：toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

## ※都市マスについて

都市マスとは、平成4年6月に都市計画法の改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、長期的な視点にたってまちの将来像を明らかにしたうえで、土地利用・都市施設等の整備方針や調整方針を示すものであり、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

市では、令和3年10月に都市マスを改定し、下図のように将来都市像を実現するための新たな土地利用の方針図を示しています。その中で「**農住共生地**」及び「**農と共生したまちづくりの検討地区**」は、田園住居地域の指定など農業環境との調和したまちづくりを検討する地区とされています。

### (参考)土地利用の方針

- |                    |                    |                    |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| ① 駅周辺商業業務地         | ⑤ 工業地・流通業務地        | ⑨ 農住共生地            |
| ② 近隣商業地            | ⑥ 住工共存地            | ⑩ まちづくり重点地区        |
| ③ 住商複合地            | ⑦ 一団の中高層住宅地        | ⑪ 農と共生したまちづくりの検討地区 |
| ④ 業務地              | ⑧ 低層住宅地            | ⑫ 市街化調整区域          |
| ⑤ 工業地・流通業務地        | ⑨ 農住共生地            | ⑬ 一団の公共公益施設用地      |
| ⑥ 住工共存地            | ⑩ まちづくり重点地区        |                    |
| ⑦ 一団の中高層住宅地        | ⑪ 農と共生したまちづくりの検討地区 |                    |
| ⑧ 低層住宅地            | ⑫ 市街化調整区域          |                    |
| ⑨ 農住共生地            | ⑬ 一団の公共公益施設用地      |                    |
| ⑩ まちづくり重点地区        |                    |                    |
| ⑪ 農と共生したまちづくりの検討地区 |                    |                    |
| ⑫ 市街化調整区域          |                    |                    |
| ⑬ 一団の公共公益施設用地      |                    |                    |
- ① 駅周辺商業業務地  
 ② 近隣商業地  
 ③ 住商複合地  
 ④ 業務地  
 ⑤ 工業地・流通業務地  
 ⑥ 住工共存地  
 ⑦ 一団の中高層住宅地  
 ⑧ 低層住宅地  
 ⑨ 農住共生地  
 ⑩ まちづくり重点地区  
 ⑪ 農と共生したまちづくりの検討地区  
 ⑫ 市街化調整区域  
 ⑬ 一団の公共公益施設用地
- 主な公園・緑地など  
 河川  
 河川(暗きよ)  
 行政区域  
 主要幹線道路  
 幹線道路  
 補助幹線道路  
 鉄道・駅

### 農住共生地

- ・まとまった農地や緑地が多くみられる低層住宅地を農住共生地として位置づけ、都市農地の多面的機能を発揮しながら、農業環境との調和や緑地の保全を基本とした良好な低層住宅地を形成します。
- ・地域特性などに応じて、農業の利便と増進を図りつつ、これと調和した良好な住環境の形成を図るため、地域の意向などを踏まえ、田園住居地域の指定などについて検討します。

### 農と共生したまちづくりの検討地区

- ・南町地区の生産緑地が集積し、かつ、主要幹線道路に囲まれ交通の利便性が高い地区を、農と共生したまちづくりの検討地区として位置づけ、農業環境と調和した特色ある地域づくりに向けた土地利用の方向性を検討します。

